

物流環境大賞表彰規程

一般社団法人日本物流団体連合会

(表彰の目的)

第一条 この規程は、物流部門における環境保全の推進や環境意識の高揚等を図り、もって物流の健全な発展に貢献した団体、企業又は個人(以下、「事業者等」という。)の功績を讃え「物流環境大賞」として表彰することを目的とする。

(表彰者)

第二条 この規程に定める表彰は、一般社団法人日本物流団体連合会会長(以下「会長」という。)の名により行う。

(表彰の種類)

第三条 表彰は、表彰状の贈呈によりこれを行う。ただし、特に必要と認められる場合には、表彰状のほか、賞金又は副賞を付与することができる。

(被表彰者の選考基準)

第四条 被表彰者は、次の基準により選考するものとする。

- 一 モーダルシフトの推進、輸送網の集約、輸配送の共同化等物流効率化を図る優れた取組みであって、温室効果ガスの削減に資するものを実施し、もって物流の健全な発展に貢献した事業者等
- 二 物流分野に関して、環境保全に資する優れた取組み又は環境啓発活動等を行い、サステナブルな社会の実現に貢献し、もって物流の健全な発展に貢献した事業者等
- 三 物流分野において、物流の高度化、効率化、デジタル化等に対応し、環境負荷低減に資する先進的な技術開発を行い、又は先進技術を活用して環境負荷低減に資する物流システム、輸送機器、施設等の創出を図り、もって物流の健全な発展に貢献した事業者等
- 四 その他、物流分野における環境保全の推進、環境意識の高揚等を図り、もって物流の健全な発展に貢献した事業者等

(選考の方法)

第五条 選考は、一般社団法人日本物流団体連合会に設置された物流環境大賞選考委員会(以下「委員会」という。)が前条の選考基準に基づき行う。

2 委員会の選定を受け、会長は、6月の通常総会において被表彰者を表彰するとともに、その旨の公表を行う。

3 委員会は、物流環境大賞のほか、以下に定めるとおり各部門賞ごとに被表彰者を選定し、表彰することができる。この場合において、以下の各部門賞及び物流環境大賞の被表彰者は重複しないものとする。

一 物流環境大賞：(第四条第一号から第三号のいずれかに該当する案件の中で、最も優れた取組みを行った事業者等)

二 低炭素物流推進賞：(第四条第一号に該当する案件の中で、特に優れた取組みを行った事業者等)

三 サステナブル活動賞：(第四条第二号に該当する案件の中で、特に優れた取組みを行った事業者等)

四 先進技術賞：(第四条第三号に該当する案件の中で、特に優れた取組みを行った事業者等)

五 奨励賞：(第四条各号のいずれかに該当する優れた取組みを行った事業者等)

六 特別賞：(前号の奨励賞に該当する案件の中で、選考委員会が特別に選出した取組みを行った事業者等)

七 日本物流記者会賞：(五号の奨励賞に該当する案件の中で、日本物流記者会が特別に選出した取組みを行った事業者等)

平成12年6月8日決定

(平成24年 4月1日改訂)

(平成27年12月1日改訂)

(令和 2年12月1日改訂)

(令和 7年 1月1日改訂)

第 26 回「物流環境大賞」募集要項

1. 目的

当制度は環境保全の推進や環境意識の高揚等を図り、物流の健全な発展に貢献した団体、企業又は個人（以下、「事業者等」という）を表彰することを目的としています。

2. 選考基準

以下の選考基準の内容に適合する事業者等を表彰します。

(1) 「低炭素物流推進賞」

モーダルシフトの推進、輸送網の集約、輸配送の共同化等物流効率化を図る取組みであり、特に温室効果ガスの削減に大きく貢献した取組みを実施した事業者等

例：鉄道、海運へのモーダルシフト（ラウンドユース、リードタイムの見直し等があれば尚可）

輸送網集約、拠点集約等

共同輸配送（異業種間、情報共有システムの高度化等があれば尚可）など

(2) 「サステナブル活動賞」

環境保全に資する取組みまたは環境啓発活動等を行い、サステナブルな社会の実現に顕著な貢献した事業者等

例：環境対応車等、環境保全に資する輸送機器の導入

海洋プラスチックごみの回収等、環境保全に資する調査・実証事業

水素、アンモニア等の次世代燃料の先行的な使用

太陽光、風力、自然採光、自然換気等を含む、環境にやさしい物流施設の整備

環境保全に資する輸送体系の見直し

環境啓発活動（環境保全に関する物流情報提供システム等）など

(3) 「先進技術賞」

環境負荷低減に資する革新的な技術開発を行う、または先進技術を活用して環境負荷低減に資する物流システム、輸送機器、施設等の創出を図った事業者等

例：AI、IoT等のデジタル技術を活用した先進的な物流システムの構築

物流DXによる輸送効率の向上・輸送の最適化

環境負荷低減に資する先進的な物流施設・輸送機器の開発や活用

物流包装の見直しによる環境負荷低減など

(4) 「奨励賞」「特別賞」「日本物流記者会賞」

その他、物流分野における環境保全の推進、環境意識の高揚等を図った事業者等

応募案件の中で、最も優れた取組みを「物流環境大賞」として表彰します。

大賞と部門賞は重複しません。

3. 審査ならびに表彰

- ・ 表彰規程に従い、有識者による「物流環境大賞選考委員会」（非公開）にて審査を行います。
- ・ 選考結果は5月末頃までに応募書に記載された担当者にお知らせいたします。
- ・ 6月下旬に表彰式を開催する予定です。（当連合会の通常総会と同時開催）

4. 応募方法

申請書（当連合会ホームページ <https://www.butsuryu.or.jp/public/environment> に掲載）を、ダウンロードし、申請書類一式を末尾の事務局宛てにメールで送付してください。

5. 締め切り

令和7年3月11日（火）

6. 注意事項

- ・ 複数事業者による共同申請も可能です。表彰は共同申請の事業者も対象とします。
- ・ 提出物は返却しません。
- ・ 提出物は選考委員会以外で使用しませんが、公表を控えたい内容はその旨ご記載ください。
- ・ 内容確認のため事務局より連絡する場合があります。
- ・ 他の表彰制度に応募した案件も応募可能です。
- ・ 令和4年（2022年）以降開始の内容で応募してください。これより前の内容で応募する場合は、事前にご相談ください。
- ・ CO2 排出量算出を行った場合は、算出方法と計算式を必ず明記してください。
- ・ 応募を検討する取組みが選考基準を満たすか否か、お気軽に事務局にお問い合わせください。

以上

<送り先、問い合わせ先>

〒100-0013

東京都千代田区霞が関 3-3-3 全日通霞が関ビル 5階

一般社団法人日本物流団体連合会

物流環境大賞事務局 山名

電話 (03)3593-0139

Mail yamana@butsuryu.or.jp